

福島県災害対策本部
本部長 福島県知事 佐藤 雄平 様

平成 23 年 9 月 21 日からの台風 15 号による
被害にかかる住宅応急修理に関する要請

平成 23 年 11 月 25 日

郡山市議会議長 大内 嘉明

このたびの台風 15 号は、県内全域に大雨をもたらし、本市においても 9 月 21 日の午前零時から 22 日午前零時までの 1 日当たりの降水量が 174.5 ミリとなるなど、観測史上過去最多を記録し、各地で土砂崩れや家屋の浸水など多くの被害をもたらしました。

本市では、21 日の午後 8 時に阿久津観測所における阿武隈川の水位が 7.47 メートルに達したのに加え、逢瀬川や藤田川など支流の水位も上昇し、危険水位を超える恐れがあるとの判断から、同日午後 8 時 20 分にこれら河川流域 2 万 7,323 世帯、6 万 6,335 人に避難指示を発令いたしました。

その後、阿武隈川の水位は増し続け、午後 11 時 30 分には 9.25 メートルにも達し、これは本市に甚大な被害をもたらした昭和 61 年 8.5 水害の 8.75 メートルをはるかに超える水位となりました。

11 月 22 日現在、本市における被害状況は、床上浸水 1,276 戸、床下浸水 120 戸、その他非住家の被害は 193 戸と甚大であります。また、被災された市民の中には、未だに避難所等で不自由な生活を強いられている状況が続いており、今もなお、本市の相談窓口には、災害救助法に基づく応急修理に関して問い合わせが多く寄せられております。

つきましては、「平成 23 年 9 月 21 日からの台風 15 号による被害にかかる住宅応急修理」について、下記のとおり実現されるよう強く要請いたします。

記

- 1 11 月 30 日となっている受付期限及び工事完了期限を延長すること。
- 2 対象要件を緩和し、より多くの被災市民が対象となるよう特段の措置を講ずること。